

令和8年第8回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年8月25日（火）

午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) はりま新宮小中一貫校について
- (2) 不登校・いじめについて

4 議事

- 議案第28号 たつの市教育委員会事務事業点検及び評価（令和7年度事業分）について
- 議案第29号 令和9年度使用たつの市立小中学校の特別支援学級教科用図書の採択について
- 議案第30号 財産の取得に係る意見の申出について
- 議案第31号 財産の取得に係る意見の申出について
- 議案第32号 たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第33号 たつの市体育施設条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について
- 議案第34号 財産の取得に係る意見の申出について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和8年 9月29日（火） 午後2時～
〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和8年10月 日（ ） 午後 時 分～
〃 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和８年第８回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和８年８月２５日（火）

午後２時

ところ 市役所新館３階３０１、３０２会議室

教育長

ただ今から、令和８年第８回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（２）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第９条第１項第７号の規定により、また、議事の議案第３０号「財産の取得に係る意見の申出について」、議案第３１号「財産の取得に係る意見の申出について」、議案第３３号「たつの市体育施設条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について」、議案第３４号「財産の取得に係る意見の申出について」は、同規則第９条第１項第４号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の３分の２以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。（１）はりま新宮小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

お手元の資料をご覧ください。工事の進捗率については、８月３１日予定で１４．３％となっており、スポーツセンターの改修については、約８０％が完了しました。現在、外壁改修工事と内装工事の一部を行っています。校舎等の本体工事については、基礎工事を行っており、地盤改良を進めているところです。全体の進捗としては予定どおり進んでいます。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。議案第２８号「たつの市教育委員会事務事業点検及び評価（令和７年度事業分）について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市教育委員会事務局事務事業点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、たつの市

教育委員会において、令和7年度に実施した事務事業における点検及び評価の結果を決定するものです。去る7月31日金曜日に、事務事業点検・評価検討委員会を開催しました。委員は6月定例会において承認いただいた4名に出席いただき、別冊資料の事務事業点検評価・報告書（案）をもとに意見をいただきました。まず、資料の最終ページをご覧ください。令和7年度に教育委員会が実施した事務事業は108事業で、これらを4つの施策目標ごとに分け、評価基準に従い評価しました。集計表にありますとおり、108事業のうち、「十分事業目的が達成された」のA評価が100事業、「相当程度事業目的が達成された」のB評価が7事業、「事業目的の達成がやや不十分である」のC評価が1事業で、D評価はありませんでした。このうち、C評価であった、80番「龍野体育館温水プール運営事業」について、担当課から事業説明とC評価とした理由の説明をお願いします。

事務局

令和6年1月から天井修繕のため使用を一時停止しており、7月からの再開したものの、12月、1月と設備の不具合により再度利用を休止しました。最終的に利用期間が7か月間となったことにより、利用者が減少しました。よってC評価としたものです。

事務局

それでは、検討委員会の会議録をご覧ください。委員から出された質問や意見について説明します。

教育総務課

3「通学支援事業」

- ・御津小学校のスクールバスにおける保護者の送迎状況について
- ・遠距離通学の基準について

教育環境整備課

5「民間認定こども園整備補助事業」

- ・3園に補助を行った選定基準について

8「小中学校トイレ整備事業」

- ・現在の洋式化率と音姫のような消音機器の設置割合について

9「小学校屋外プール整備事業」

- ・市内学校屋外プールの整備状況について
- ・夏季休業中に実施されていた地区水泳の現状について

10「小学校屋内運動場整備事業」

- ・市内学校体育館の空調設備の状況について

11「中学校長寿命化計画策定事業」

- ・御津中学校の耐力度調査の結果について

学校教育課

28「がんばる児童・生徒応援事業」

- ・現在の認定地域クラブの認定状況について
- ・学校部活動において、団体競技が統合チームとなっている場合の日々の活動状況について
- ・認定地域クラブの種目について
- ・学校部活動における、新しい種目の創設について

小中一貫教育推進課

30「ICT教育環境整備事業」

- ・デジタル教科書が推進される中、紙の教科書の取扱について

32「小中一貫教育推進事業」

- ・統合が予定されている学校間での自然学校や体験学習などの交流活動について

幼児教育課

35「幼児教育・保育環境向上事業」

38「保育士等確保事業」

- ・民間の園における人手不足や予算不足の現状について
- ・研修会等の実施による教育・保育の質の向上について
- ・待機児童の有無や希望する園への入園状況について

すこやか給食課

43「学校給食センター給食提供事業」

- ・学校給食費の無償化への感謝、バランスの取れた美味しい給食の継続提供について
- ・残食を減らす工夫について
- ・箸を正しく置くことの大切さ、命をいただくということを学ぶ食育について

44「小中学校学校給食費等補助事業」

- ・私立中学校に通う生徒への補助について

社会教育課

56「生涯学習推進事業」

- ・子ども向け講座における、地域に愛着や誇りを持つことができるような講座の開設について

59「子ども読書ふれあい事業」

- ・絵本配布時の読み聞かせのデモンストレーションについて

スポーツ振興課

83「人工芝多目的グラウンド整備事業」

- ・観客席や備品庫の整備について
- ・サッカー以外の種目やイベント等での使用について

社会教育課

84「美術展事業」

- ・開催時期の検討について

85「たつの文化祭事業」

- ・発表の場があることへの感謝について

歴史文化財課

101「歴史遺産を活用したアート空間創造事業」

- ・山の楽校 in 新宮の開催が、新宮地域の歴史を学習する良い機会になったことについて

人権教育推進課

107「人権啓発補助事業」

- ・より多くの子どもたちや保護者にも参加してもらえる住民学習会等の実施について
- ・住民学習会等におけるICT機器の活用について

教育長	以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。
委員	昨年に引き続き、検討委員会委員の皆さんには、本当に多くの質問、意見や提案をいただき、ありがたく思っています。人権啓発補助事業において、多くの子どもたちにも学習会に参加してもらえよう呼びかけているとの委員の話がありました。私も所属する自治会で同様の取組を広げたいと思います。また、身体が不自由な方のため、ＩＣＴの活用は有用だと思う一方、顔を見ることで地域のつながりも深くなっていくと思いますので、健康な方にはぜひ出向いて参加いただきたいと思います。ところで、６「学校園施設管理事業」で、閉校・閉園した施設で修繕や業務委託を行ったと記載がありますが、何かあったのでしょうか。
教育長	修繕については後ほど確認して報告しますが、業務委託については草刈りになります。職員が作業する場合がありますが、範囲や量によってシルバー人材センターへ作業を委託しています。
委員	社会教育課の８４「美術展事業」についてお尋ねします。私も昨年美術展に行かせていただきました。アンケートを記載する場所があったと思いますが、アンケートの結果でも会場が暑い、寒いといった記載はあったのでしょうか。
事務局	青少年館のホールには空調設備が整備されており、冷房が効いていましたが、体育室には空調設備がないこともあり、暑かったという記載が少なからずありました。例年、９月下旬から１０月上旬に実施していますが、昨年は９月上旬に実施したこともあり、そのように感じられた方も多かったのではないかと思います。
委員	教育総務課の３「通学支援」のスクールバスの件について伺います。保護者の送迎も日によって様々であるとのことですが、連絡体制や乗車の確認をどのようにしているのか、これらのことで問題が発生したことはないのでしょうか。
事務局	保護者同士で当番制としており、毎朝の集合時に２人以上の保護者の方に立ち会ってもらっています。バスへの乗車の有無については、事前に保護者間で連絡を取り合っていており、出発前にも保護者による乗車確認がなされています。今までに特段の問題は発生していません。
委員	わかりました。今後、新宮地域でもスクールバス通学となりますが、同じような方法とするのでしょうか。
事務局	新宮地域のスクールバスについてですが、今後、運行业者に委託を予定しているところです。バスの運行に当たっては、連絡アプリのようなものが多くの市町で導入されており、それらを活用できれば保護者の安心感につながるのではないかと考えており、導入に向けて検討

	しているところです。
委員	スクールバスへの置き去りが問題視されており、どのような対応になるのか少し気になっています。
事務局	スクールバスには置き去り防止装置を設置し、この装置と運転手による目視の両方で児童の降車を確認することになります。
教育長	検討委員会でも多くの意見をいただきましたし、この場でも協議いただきましたが、ほかに、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第28号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞ ご異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり承認いたしました。今後、この結果を議会に提出するとともに、市ホームページでも公表することとします。 次に、議案第29号「令和9年度使用たつの市立小中学校の特別支援学級教科用図書の採択について」、事務局説明願います。
事務局	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び学校教育法附則第9条第1項の規定により、令和9年度使用たつの市立小中学校の特別支援学級教科用図書を次のとおり採択するものです。この度採択し、使用する教科用図書は別紙に記載のとおりです。また、使用する期間については、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなっています。補足になりますが、特別支援学級在籍の児童生徒については、障害の程度や教育内容に応じて、通常学級の児童生徒が使用する教科書以外の図書についても、毎年採択することにより、その中から選択して使用することができるようになっています。選択できる教科書としては3種類あり、通常学級で使用している検定済教科書、星本と呼ばれる文部科学省著作教科書のほか、書店等で販売され、学習で利用できる一般図書と呼ばれるものとなっています。以上です。
教育長	以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第29号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞ ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第32号「たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明

願います。

事務局

たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものです。趣旨説明についてですが、電気通信事業法の一部改正により、認定鉄塔等提
要事業者に対して公益事業特権が付与され、令和8年5月27日に文化財保護法施行令が改正されたことに伴う改正となります。簡単に説明すると、例えば伝建地区内でN T Tが5 Gの電波塔を建てたいと計画した際には、景観保護の観点から必要な協議のほか、文化財保護法に基づく現状変更許可申請等の手続きが必要とされていますが、これらの手続きが簡略化されることとなります。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

鉄塔等というのは、電柱も含まれるのでしょうか。

事務局

いわゆるインフラ等の整備に関連するかどうかで判断することになります。

教育長

景観を守るという観点から、歯止めはかかるのでしょうか。

事務局

手続きは簡素化されますが、現状変更申請に対する許可は継続して自治体、つまり市が出すこととなりますので、その際に景観の保護について確認・判断することとなります。今までは、現状変更許可申請を市に提出し、県に提出し、国に提出するといった手間がありました
が、市の判断で許可が出せるようになります。

教育長

先ほど例え話で5 Gの電波塔の話がありましたが、これも市の判断のみで許可できるということですか。

事務局

おっしゃるとおりです。例えば、電波塔を茶色く塗るなど、景観を損ねないような配慮がなされていれば、市の判断で許可できるようになります。

教育長

わかりました。手続きが簡素化される分、市としては景観についてもしっかり確認して判断する必要があるということですね。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移

ります。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

< 非公開案件に関する質疑 >

ほかにご意見等がないようでしたら、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で令和8年第8回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時5分終了

出席者

教育長

横山 一郎

委員

喜多 敦子

委員

瀬戸 陽三

委員

大西 由香里

委員

大西 章

教育管理部長

藪元 崇亘

教育事業部長

古本 寛

教育部参事（兼）すこやか給食課長

平岡 千加子

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

新宮 義哲

教育総務課長

岩田 昌喜

教育環境整備課長

武内 喜典

学校教育課長

丸山 岳志

小中一貫教育推進課長

松尾 吉晃

幼児教育課長

黒田 一司

社会教育課長

安田 弓代

人権教育推進課長

津島 威彦

スポーツ推進課長

内海 基和

社会教育課副主幹

藤本 正也